

株式会社横浜銀行が実施する 株式会社日工に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社横浜銀行が実施する株式会社日工に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年1月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社日工に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社横浜銀行

評価者：株式会社浜銀総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、横浜銀行が株式会社日工（「日工」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社浜銀総合研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。横浜銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、横浜銀行及び浜銀総合研究所にそれを提示している。なお、横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

横浜銀行及び浜銀総合研究所は、本ファイナンスを通じ、日工の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、日工がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

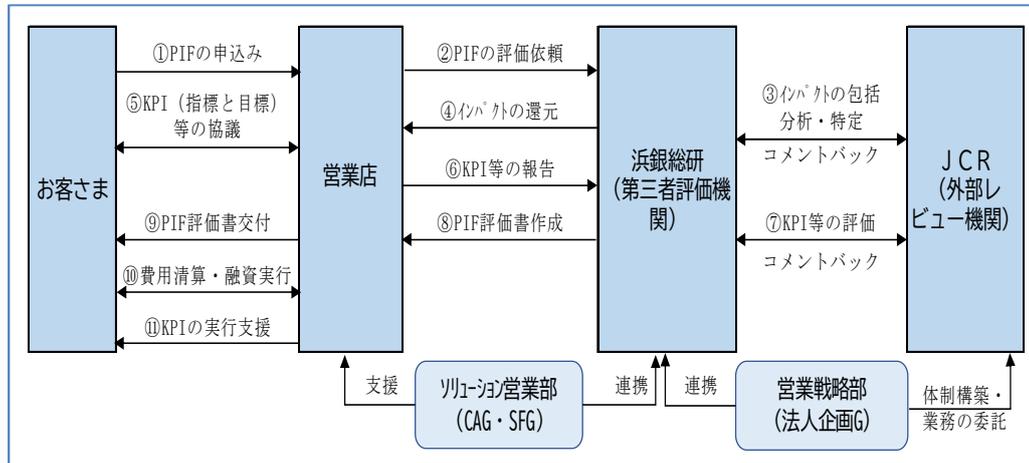
JCR は、横浜銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：横浜銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、横浜銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、横浜銀行からの委託を受けて、浜銀総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て浜銀総合研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、浜銀総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である日工から貸付人である横浜銀行及び評価者である浜銀総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブインパクトファイナンス評価書

株式会社浜銀総合研究所は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブインパクトファイナンス原則に則り、株式会社日工（以下日工）の包括的なインパクト分析を行った。

横浜銀行は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、日工に対し、ポジティブインパクトファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	株式会社日工
借入金の金額	500,000,000 円
借入金の資金使途	運転資金
モニタリング期間	3年（2026年2月末日）

1. 企業の事業概要

企業名	株式会社日工
売上高	21 億円（2021 年 11 月期）
所在地	本社 神奈川県横浜市鶴見区平安町 1-39-5-304 川崎事業本部 神奈川県川崎市川崎区浅田 1-9-9 東京営業所 東京都港区芝 4-2-9
主たる事業内容	舗装工事、土木工事、下水道管更生工事
従業員数	26 名
取得資格者	一級土木施工管理技士 16 名 一級土木施工管理技士補 1 名 二級土木施工管理技士 2 名 二級土木施工管理技士補 1 名 建設業経理事務士一級 2 名
主要取引先	国土交通省、横浜市、東京都、横須賀市、株式会社ミライト・ワン他
関係会社	日工建設株式会社（以下日工建設）

● 沿革

1972年に日工道路株式会社として横浜市内で設立した。設立時の社名からもわかるように、道路エンジニアリングの技術を創業から約50年にわたり培い、道路・一般土木・上下水道等のライフラインの維持管理・更新を手掛けている。沿革は以下になる。

1972年3月	会社設立	日工道路株式会社	資本金100万円
1972年8月	建設業	神奈川県知事許可	
1977年1月	資本金を500万円に増資		
1984年5月	社名変更	株式会社日工	
1988年10月	資本金を2,000万円に増資		
1990年2月	本社移転	神奈川県横浜市鶴見区平安町1-39-7	
1990年3月	川崎事業本部開設	神奈川県川崎市川崎区浅田1-9-9	
1996年7月	本社移転	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-32-15	
2001年12月	ISO 9001取得	(品質マネジメント)	
2003年6月	東京営業所開設	東京都港区芝4-2-9	
2003年12月	建設業	国土交通省大臣許可	
2008年8月	ボランティア・サポート・プログラム協定	(国土交通省)	
	ハマロード・サポーター認定	(横浜市)	
2011年3月	関東地方整備局より、基礎的事業継続力(BCP)の認定		
2017年4月	横浜型地域貢献企業認定		
2019年9月	本社移転	神奈川県横浜市鶴見区平安町1-39-5 サンレジデンス304号	
2022年9月	資本金を5,000万円に増資		

● 経営理念

日工は、常に変化する都市環境に対応し、安全で災害に強く、美しい都市づくりに取り組み、地域社会に貢献していくことを目指している。経営理念は以下である。

- | |
|--|
| 一、常に優れた商品を安全に造り、適正な利益を追求して、広く社会に貢献し会社の繁栄を
求める |
| 一、常に社員の豊かな心と生活の向上を考え、利益を適切に配分する |
| 一、常に変化する社会情勢に対応するために、自己啓発、相互啓発に努める |

(出所) 日工HPより引用

● CSR

日工のCSRビジョンは、「公共インフラの維持・修繕の事業を通じて、顧客と地域社会に高品質なサービスと安心安全な環境を提供し、地域社会の発展に広く貢献する」である。以下は地域志向CSR方針から一部抜粋したものであり、ステークホルダーに対する目標と取り組みをそれぞれ定め、達成に向け努めている。

顧客に対して

法令遵守の元、高品質な施工を安全に行い、顧客の要求する品質を満たす製品を提供します。また、技術と知識の向上のために、社内教育体制を充実させます。

地域社会に対して

防犯パトロールや清掃活動を通じて、地域社会の安全と美化の保全に努

めます。

従業員に対して

働きやすい適正な職場環境の拡充に努めます。

資格取得の全額補助、社内技術研修等による、人材の育成に努めます。

取引先・協力会社に対して

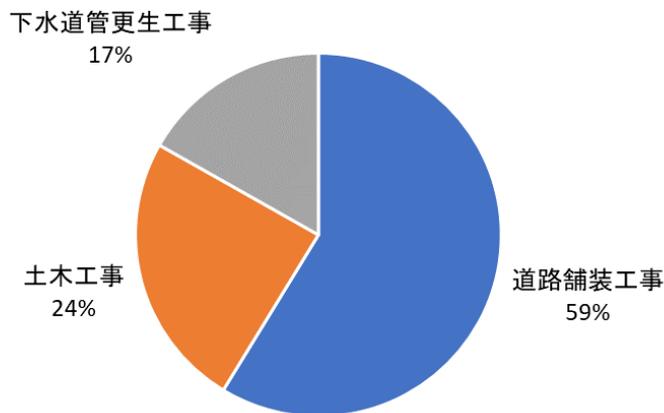
関係法令の元で健全かつ公正な取引を行い、信頼を深めることで永続的なパートナー関係を構築し、共存共栄を目指します。

(出所) 日工 HP より引用

● 事業概要

神奈川県横浜市に本社を構え、神奈川県川崎市と東京都港区に事業本部及び営業所を有する。商圏は神奈川県及び東京都であり、神奈川県内の自治体や東京都、国土交通省等の公共工事がメインである。主な工事は、道路舗装工事、土木工事、下水道管更生工事であり、維持管理及び更新に関する施工を取り扱う。直近の売上構成は以下である。

図 1：売上構成（2021 年 11 月期）



(出所) 日工提供資料より浜銀総合研究所作成

● 外部・内部環境

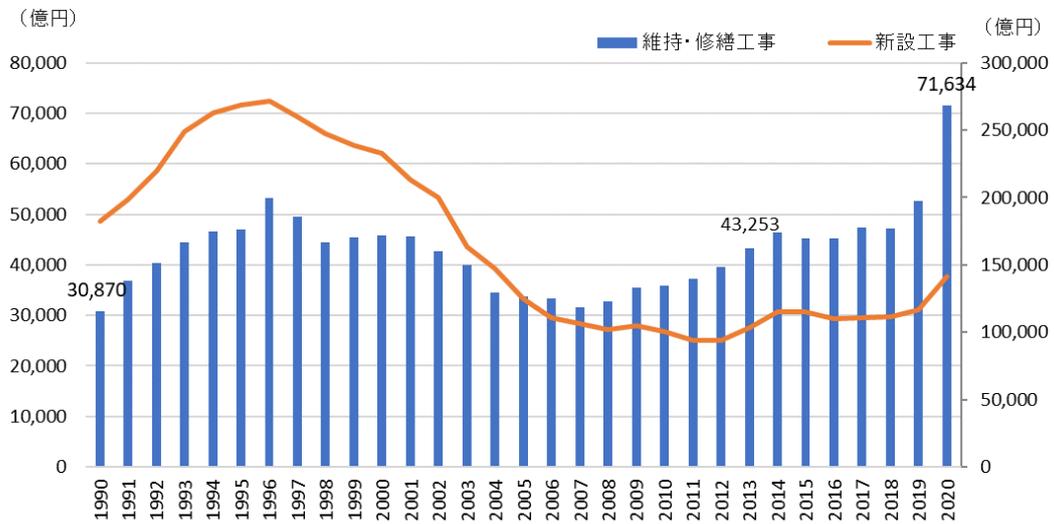
高度経済成長以降に整備されたインフラの老朽化を背景に、国土交通省は 2013 年を社会資本メンテナンス元年として定め、インフラメンテナンスの取り組みを進めている。図 2 は公共工事の市場動向である。公共発注工事における維持・修繕工事は近年増加傾向にあり、2020 年度は 7 兆円を超え、2013 年度（社会資本メンテナンス元年）と比較して 1.65 倍となった。「国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計」¹では、道路や下水道等の 12 分野の合計は 2048 年度には 2018 年度との比較で 1.3 倍となる予測をしており、インフラメンテナンスの市場は引き続き拡大が見込まれる。

2005 年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下品確法）」が施行され、公共工事において総合評価落札方式が本格的に導入されるようになった。これは、従来の価格のみで入札者が決定する方式に対し、価格と品質（技術力等）が総合的に優れた入札が選ばれる方式である。評価項目の一つである企業の技術力には、工事成績や表彰、地域貢献、災害時の緊急施工体制、ISO 認証取得状況、働き方改革の取り組み、若手技術者の活用及び資格等が設定され、公共工事を取り巻く社会課題の解決への取り組みが求められているといえる。関東地方整備局では、2005 年度より品確法に基づく総合評価落札方式による工事発注を順次拡大しており、現在ではほぼ全ての工事に適用されている。

¹平成 30 年 11 月 30 日国土交通省「国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計」より

日工は品質と技術力を強みに、公共工事の実績を多数有する。最新の施工作业による仕上がりについては国土交通省や各地方官庁から高い評価を得ており、2021年度は横浜市優良工事施工会社表彰及び横浜市優良工事現場責任者表彰を、2022年度は国土交通省関東地方整備局による工事成績優秀企業認定を受けている。業績は好調であり、道路舗装工事の売上高は直近5年間で約1.7倍となった。

図 2：公共発注工事における元請完成工事高の推移



(出所) 国土交通省「建設工事施工統計調査」より浜銀総合研究所作成

図 3：道路舗装工事（左図）と土木工事（右図）の施工実績



(神奈川管内交通安全対策他)



(鶴見駅西口駅前広場整備)

(出所) 日工 HP より引用

● **SDGs への理解と取り組み**

サステナブルに関しては、企業の社会的責任という観点から SDGs に関連する取り組みと経営を実践しており、2017年には横浜型地域貢献企業の最上位認定を取得している。

ポジティブインパクトファイナンスにおける検討を進めるにあたり、日工は事業活動と CSR 活動の棚卸を行い、現状の取り組みを整理した。

SDGs との関連は、後述の 3. (【日工】に係る本ポジティブインパクトファイナンスにおける KPI の決定) 及び 4. (本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲) でまとめた通りである。

● **SDGs 推進案**

日工は、ポジティブインパクトファイナンスにおいて策定した SDGs に貢献する目標と指標 (KPI) に対し、従業員全員で達成に向けて取り組み、社会に対する責任を果たし、社会とともに発展していくことを目指す。

2. 【日工】の包括的分析

● 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、浜銀総合研究所が定め、所定のインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FI の定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトが発現するインパクト・カテゴリーとして、「水（入手可能性）」「健康・衛生」「雇用」「エネルギー」「移動手段」「情報」「文化・伝統」「水（質）」「大気」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」「資源効率・安全性」「気候」「廃棄物」「包括的で健全な経済」「経済収束」を確認している。

各事業の所在地は国内であり、事業別に UNEP 分析ツールによりポジティブ、ネガティブな項目を判定したものが以下になる（図 4）。

図 4：UNEP FI の定めたインパクト評価ツールにより確認したインパクト一覧

	4210 道路・鉄道建設業 (舗装工事)		4220 公益工事業 (土木工事・下水道工事)		3700 下水処理 (排水管の保守・清掃)	
	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
水（入手可能性）	○	○	●	○	●	○
食糧	○	○	○	○	○	○
住居	○	○	○	○	○	○
健康・衛生	○	●	○	●	●	○
教育	○	○	○	○	○	○
雇用	●	●	●	●	●	●
エネルギー	○	○	●	○	○	○
移動手段	●	○	○	○	○	○
情報	○	○	●	○	○	○
文化・伝統	○	●	○	●	○	○
人格と人の安全保障	○	○	○	○	○	○
正義	○	○	○	○	○	○
強固な制度・平和・安定	○	○	○	○	○	○
水（質）	○	●	○	●	●	●
大気	○	●	○	●	○	●
土壌	○	●	○	●	○	●
生物多様性と生態系サービス	○	●	○	●	○	○
資源効率・安全性	○	●	○	●	○	●
気候	○	●	○	●	○	●
廃棄物	○	●	○	●	○	●
包括的で健全な経済	●	○	●	○	○	○
経済収束	●	●	●	●	●	○
その他	○	○	○	○	○	○

項目	ポジティブ	ネガティブ
水（入手可能性）	●	
健康・衛生	●	●
雇用	●	●
エネルギー	●	
移動手段	●	
情報	●	
文化・伝統		●
水（質）	●	●

大気		●
土壌		●
生物多様性と生態系サービス		●
資源効率・安全性		●
気候		●
廃棄物		●
包括的で健全な経済	●	
経済収束	●	●

(出所) UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所作成

日工の個別要因を加味したインパクトの特定は以下になる(図5)。

日工が取り扱う工事は、道路舗装、土木、下水道管更生が主であり、「水(入手可能性)」「エネルギー」「情報」における入手・アクセス可能性に関連する工事及び、文化財など文化・伝統に関連する建物にマイナスの影響(破壊など)を及ぼす工事は行っていないため削除した。

環境系のインパクト(「水(質)」「大気」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」「資源効率・安全性」)に関しては、建築副産物等による間接的影響は想定されるものの、法令等に基づき適切な処理を行っており、是正施策や目標の設定は難しいため削除した。

「廃棄物」については、アスファルトなど建築副産物は発生するが、法令に基づき適切に処理を行っている。また、これら建築副産物はあらかじめ発生することが入札段階で決まっているものであり、廃棄量の削減など目標は適さないため削除した。

「健康・衛生」のポジティブについては、下水道管更生工事などが結果的に保健衛生関係の提供に繋がると考えられるが、現状値の測定と目標の設定が困難であり削除した。

「雇用」のポジティブについては、日工で該当する取り組みがないため削除した。

「包括的で健全な経済」については、ポジティブに資するものがないため削除した。一方、従業員への適切な利益配分の取り組みを考慮し、ネガティブを追加した。

「経済収束」のネガティブに資するものはないため削除した。

「教育」については、従業員の資格向上に関する取り組み内容があるため、ポジティブを追加した。

図5: 特定したインパクト一覧

項目	ポジティブ	ネガティブ
健康・衛生		●
教育	●	
雇用		●
移動手段	●	
気候		●
包括的で健全な経済		●
経済収束	●	

(出所) UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所作成

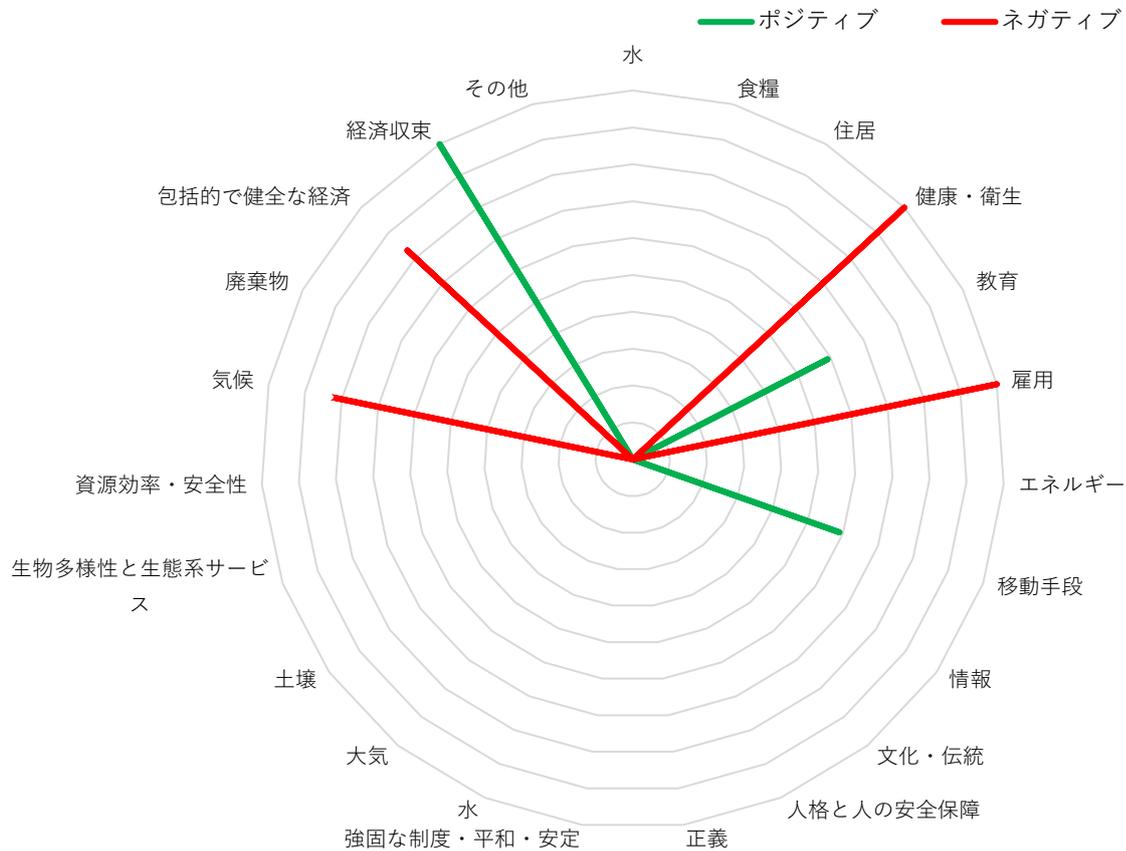
各インパクト・カテゴリーに対して、ネガティブ・インパクトとその低減策、ポジティブ・インパクトとその向上に資する日工の活動をプロットし、更にSDGsのゴール及びターゲットへの対応関係についても評価した。

● インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトと PIF 原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

	インパクト	特定したインパクトの項目
①	働きやすく適切な職場環境の拡充に取り組み、社員の豊かな心と生活の向上と、常に変化する社会情勢に対応できる人材・組織づくりに努める	ポジティブインパクト「教育」 ネガティブインパクト「健康・衛生」「雇用」「包括的で健全な経済」
②	安全安心で高品質なインフラの提供と BCP 体制整備により災害に強い街づくりを目指す	ポジティブインパクト「移動手段」「経済収束」
③	社用車（乗用車）をハイブリッド自動車に切りかえ、CO ₂ 排出抑制に貢献する	ネガティブインパクト「気候」
④	取引先や協力会社と永続的なパートナー関係を構築し、共存共栄を目指す	ポジティブインパクト「経済収束」

図 6：特定したインパクトレーダー

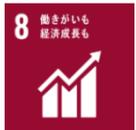


(出所) UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所作成

3. 【日工】に係る本ポジティブインパクトファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容を以下に記載する。

- **働きやすく適切な職場環境の拡充に取り組み、社員の豊かな心と生活の向上と、常に変化する社会情勢に対応できる人材・組織づくりに努める**

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリー	ポジティブインパクト「教育」 ネガティブインパクト「健康・衛生」「雇用」「包括的で健全な経済」
影響を与える SDGs の目標	   
内容・対応方針	働きやすく適切な職場環境の拡充に取り組み、社員の豊かな心と生活の向上と、常に変化する社会情勢に対応できる人材・組織づくりに努める
毎年モニタリングする目標と KPI	<p>(目標)</p> <p>健康経営の実践と働き方改革の推進 (①②③)</p> <p>安全な労働環境の整備 (④)</p> <p>従業員のスキル技術向上 (教育:P)</p> <p>従業員への適切な利益配分 (包括的で健全な経済:N)</p> <p>(KPI)</p> <p>①健康診断受診率 100%を維持 (健康・衛生:N)</p> <p>②社用車運転時のアルコールチェックの徹底を維持 (健康・衛生:N)</p> <p>③時間外労働について年間 360 時間を遵守 (目標:2024 年 3 月) (雇用:N)</p> <p>④死亡災害事故発生件数 0 件、重大災害事故発生件数 0 件を維持 (健康・衛生:N)</p>

※ (インパクトカテゴリー: ポジティブインパクトを P、ネガティブインパクトを N)

日工は、働きやすく適正な職場環境の拡充に取り組み、経営理念である社員の豊かな心と生活の向上の実現と、変化する社会情勢に対応できる人材・組織づくりの実現を目指している。

具体的な施策は以下である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康経営の実践 ✓ 働き方改革の推進 ✓ 安全な労働環境の整備 ✓ 従業員のスキル技術向上 ✓ 従業員への適切な利益配分 |
|--|

健康経営の実践と働き方改革の推進は、従業員が明るく生き生きと働く基盤であり、企業の生産性の向上に繋がる取り組みである。

日工が認識する課題は、従業員の健康維持・促進の観点では、現場に直行直帰する者が多く、面前での健康状態の把握が難しいことである。

健康状態の把握の実践では、健康診断の管理を取り組みに挙げる。健康診断受診率は現状 100%であり、個人で受診した健康診断の結果の管理を徹底すること、日工建設からの出向者も含めた管理を行うことをメインに、管理グループ総務部が主体となり健康状態の把握に努める。

検討段階であるが、若手社員を対象にストレスチェックの導入を考えている。ストレスチェック制度は労働者が 50 人以上いる事業者に対し、年 1 回実施することが労働安全衛生法で義務付けられている。日工は法令上の義務対象に該当しないため、全従業員を対象とした制度導入は行わない方針であるが、制度と

しての理解を深めるため、毎年行われている社内研修において、新入社員から3年目程度の社員に対して実施することを検討している。メンタルヘルス不調は現場の不安全行動やヒヤリハットに繋がる危険があるため、労働災害の防止にも繋がる。また、建設業では少子高齢化による将来の担い手不足が懸念されており、若手社員の定着と将来の担い手育成においても一定の効果が期待できる。

社用車運転時のアルコールチェックは法令に準じて点検を開始している。2022年10月からはアルコール探知機による酒気帯びの数値確認も導入した。点検記録表には健康状態の確認欄を設け、健康状態も同時に申告するよう工夫している。

従業員の働き方では、現場担当制のため施工日程が残業時間や休日勤務等に影響しやすく、ワークライフバランスにおける課題が挙がる。

時間外労働の削減では、時間外労働時間を可視化することで、無駄を省き、業務効率の意識を高めるように促している。特に残業実績の多い部署については部課長に確認を行い、指導を徹底している。

休日の勤務を要する場合は、振替出勤の扱いとすることを原則としている。その際は振替休日の設定を事前に行うが、振替は1か月以内に取得することを原則とし、これらを守ることに努めている。

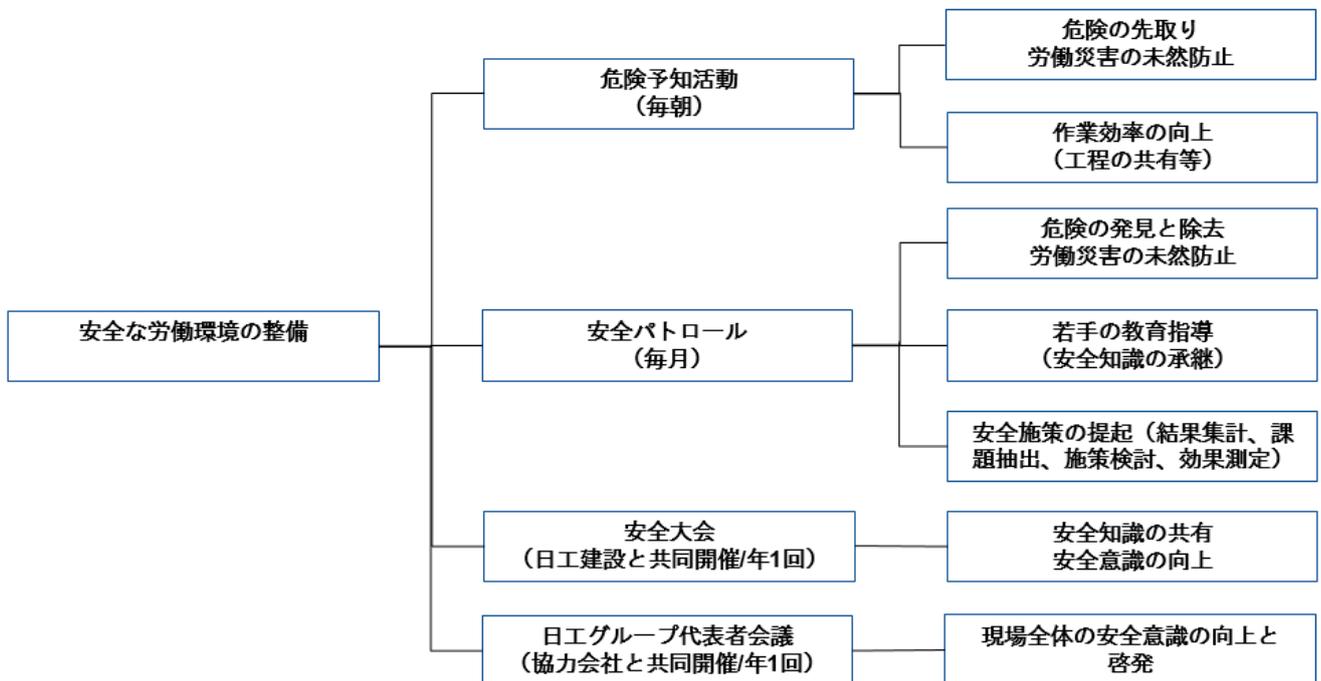
休暇については、有給休暇取得推奨日（年末や連休の間の平日等）を設け、取得促進を図っている。

以上より、平均時間外労働時間は2021年度（2021年4月から2022年3月）が年間369.6時間（月間30.8時間）であったが、2022年度（2022年4月から11月）は月間19.9時間で進捗している。4週8休は、ほぼ全員が達成し、平均有給休暇取得率は79%²と高い水準にある。

その他、建設業における生産性の向上や将来の担い手育成に関わる動向は重視しており、2022年度の日工グループ代表者会議では、建設キャリアアップシステム（CCUS）³についての制度理解と、導入に向けた工程を共有している。また、ICT活用についても公共工事の動向を踏まえ今後取り組むべき課題と捉えている。

日工の安全に対するマネジメントの体系図は以下になる。

図7：安全に対するマネジメントの体系図



（出所）浜銀総合研究所作成

² 有給休暇取得率を「有給休暇取得日数計÷有給付与日数計」にて算出、算定期間は2021年10月1日から2022年9月30日とし、対象者は算定期間末日に在籍する従業員とした

³ 建設技能者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することで、技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善を図り、担い手を確保する建設業の制度であり、CCUS（Construction Career Up System）と略称される

現場の取り組みとして、危険予知活動（KY 活動）を行っている。危険予知活動は現場の作業方法・機械設備・作業環境やイラスト等を見ながら、作業の中に潜む危険有害要因の特定と対策について話し合い、安全を先取りする活動である。日工は KY 活動表（図 8）を現場に掲示し、朝礼において KY ミーティングを行っている。KY 活動表にはリスクアセスメント、作業箇所の平面図、工程（サイクルタイム）等を掲載し、当日の作業箇所の問題点や危険箇所の確認を一目でできるよう工夫している。誰かが予定外の作業をした場合も、そのことに気づきやすいため、互いの安全意識を高める効果も高い。

図 8：現場の KY 活動表の掲示イメージ



（出所）日工提供資料より引用

安全パトロールは、現場を巡視し、潜在する危険要因の発見と除去を行うことで、労働災害の未然防止を図る活動である。日工は安全パトロールを毎月実施し、労働災害の未然防止とともに、若手の教育指導、安全施策の検討提起に繋げている。

若手の教育指導では、若手社員と熟練社員を組み合わせ安全パトロールを行い、若手社員に危険を危険だと認識させること、社内でルールを厳守させること、社内でどういった工事が稼働しているか共有することを教え、安全意識の向上と安全知識の承継を図っている。

安全パトロール結果は、集計、課題の抽出、施策の提起、効果の検証と PDCA を実践し、安全マネジメントに繋げている。2022 年度は前年度の集計をもとに、重機稼働時の立ち入り禁止処置や夜間作業時の現場の明るさの確保等を課題に挙げ、改善策の検討と導入、効果の検証を行っている。

グループ全体の安全意識の向上の取り組みとして、日工建設と共同で開催する安全大会と、協力会社の代表者と日工建設及び日工で開催する日工グループ代表者会議がある。安全大会では各部門による安全施策と安全提案の発表を行っている。日工グループ代表者会議では事業方針や安全・品質管理、業界動向等について情報を共有している。

その他の取り組みとして、VR を使用した安全訓練（図 9）や、緊急連絡体制の再確認と緊急連絡表の作成等も行っている。

以上より、死亡災害事故発生件数及び重大災害事故発生件数は過去 10 年以上発生しておらず、安全に対するマネジメントに引き続き取り組む。

図 9：VR を使用した安全訓練の様子



（出所）日工提供資料より引用

従業員のスキル技術向上においては、資格要件を満たした社員の資格取得指導等に取り組む。一級土木施工管理技士の資格取得者は16名であり、全従業員に対する保有率は61%である。受験予定者に対しては勤務時間内の講習を受講することを認めている。また、資格を持つ社員が講師となり試験対策を行う機会を年2回設けている。論文形式の試験では実務知識や経験に基づく解答を要するため、文章での解答練習は試験対策としての効果が高く、従業員のスキル技術の向上と、社内の知識技術継承にも繋がっている。

従業員への適切な利益配分においては、従業員の賃金引上げに取り組む。国土交通省は総合評価落札方式において賃上げを実施する企業に対する加点措置を、2022年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による調達に適用している。中小企業の目標値1.5%に対し、日工は3.0%の賃上げを表明し、入札を実施している。

この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「健康・衛生」「教育」「雇用」「包括的で健全な経済」に該当し、SDGs の17目標169ターゲットでは「3.4」「3.5」「3.6」「4.4」「8.5」「10.4」のゴールに貢献すると考えられる。

● 安全安心で高品質なインフラの提供と BCP 体制整備により災害に強い街づくりを目指す

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト
インパクト・カテゴリー	ポジティブインパクト「移動手段」「経済収束」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	安全安心で高品質なインフラの提供と BCP 体制整備により災害に強い街づくりを目指す
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 品質マネジメントに基づく、高品質な施工の実現 (①) BCP 体制整備に基づく、災害に対するレジリエンス向上 (②) (KPI) ①ISO9001 の認証を継続 (移動手段：P) ②BCP 維持、災害時の基礎的事業継続力の認定を継続 (経済収束：P)

日工は「舗装及び土木構造物の施工」及び「下水道管路の管更生」を対象に ISO9001 (品質マネジメント) を 2001 年に取得した。品質方針の遵守と品質マネジメントシステムに基づく PDCA を繰り返し、継続的な改善を図ることで、高品質で安全安心なインフラの提供に努めている。品質方針と実施事項は以下である。

品質方針

常に顧客に焦点を当てた顧客価値向上経営を目指す。

その手段として、コンプライアンス(法令・内部規定遵守)を基に顧客ニーズの先取りと全員参画の品質マネジメントを通じて顧客満足度向上を目指す。実施事項は以下の通りとする。

- ①経営者は、品質方針に基づき、年度重点品質目標を策定する。
- ②部門長は、経営者の年度重点目標と整合のとれた部門年度品質目標を策定し、部門内にその意図と狙いを周知する。
- ③部門年度品質目標の品質目標の進捗及び達成状況は、四半期単位の MR 会議(マネジメント・レビュー)においてフォローする。
- ④品質方針の見直しは、年度末の MR 会議(マネジメント・レビュー)で実施する。但し、市場動向に変化が生じた場合には、発生都度これを実施する。

(出所) 日工 HP より引用

日工の主な表彰実績は図 10 の通りである。

2022 年度に受けた国土交通省の工事成績優秀企業認定 (図 11) は選定基準を「関東地方整備局発注の土木工事の施工にあたり工事成績評定の平均点が 80 点以上の企業かつ工事成績優秀認定企業にふさわしい企業であること」としており、日工の品質の高さを表している。

2021 年度に受けた横浜市優良工事施工会社表彰では、下水道管渠更生工事 (再整備工事) において、協力会社の施工管理や技術者の適切な配置等、全ての面で模範となる工事であったと監督部署から講評を受けている。この工事は、道路幅員が狭く車両の進入が困難な路線が多数ある等、他の工事と比較しても難

しい施工条件下にあったが、現場の調査や問題点の検証等を経て、十分な体制整備と管理を実践することで、高品質な施工を、大きな苦情もなく、なおかつ当初の工程よりも工期を短縮して完成している。日工は技術力だけでなくコミュニケーション力も重要と考えており、現場周辺の住民等とも良好な関係を構築しながら、高品質な工事の施工を実現している。

図 10：主な表彰実績

2019 年度（令和元年度）	横浜市優良工事施工会社表彰
2020 年度（令和 2 年度）	横浜市優良工事施工会社表彰 横浜市優良工事現場責任者表彰（1 名）
2021 年度（令和 3 年度）	横浜市優良工事施工会社表彰 横浜市優良工事現場責任者表彰（1 名）
2022 年度（令和 4 年度）	国土交通省による工事成績優秀企業認定

（出所）日工提供資料より浜銀総合研究所作成

図 11：国土交通省 関東地方整備局長 「令和 4 年度 工事成績優秀企業認定書」



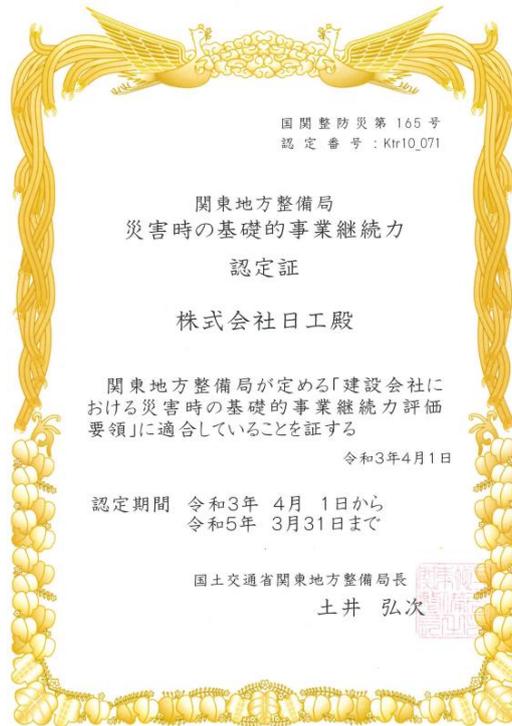
（出所）日工提供資料より引用

日工は首都圏の建設企業として大規模な災害が発生した場合、できる限り地域の救助、復旧活動に当たり、地域の期待に応えるべきと考えている。

2011 年 3 月 31 日に関東地方整備局より、基礎的事業継続力の認定（図 12）を受け、直近では 2021 年に再認定を受けている。

事業継続計画では、災害発生時でも重要業務をなるべく中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるよう策定している。首都圏での震度 6 弱以上の地震の際の発動を想定し、基本方針と重要業務と目標時間を定めている。災害発生時の手順は、「就業時間内」「就業時間外（夜間・休日の場合）」に分けて設定し、従業員一人ひとりが自らの役割を把握し、行動に移せるようにしている。四半期ごとに見直しを行い、事業継続計画は現在第 47 版となった。

図 12：災害時の基礎的事業継続力認定証



(出所) 日工提供資料より引用

この取り組みはUNEP FI のインパクトレーダーでは「移動手段」「経済収束」に該当し、SDGs の17目標169ターゲットでは「9.1」「11.2」「11.5」「11.b」のゴールに貢献すると考えられる。

● 社用車(乗用車)をハイブリッド自動車に切りかえ、CO₂排出抑制に貢献する

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリー	ネガティブインパクト「気候」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	社用車（乗用車）をハイブリッド自動車に切りかえることで低燃費を実現し、CO ₂ 排出抑制に貢献する
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 社用車（乗用車）をハイブリッド自動車に切りかえ、CO ₂ 排出削減に貢献する (KPI) 社用車（乗用車）のハイブリッド自動車比率 100%達成 (目標：2025 年 11 月) (気候：N)

2015 年のパリ協定以降、脱炭素に向けた取り組みは加速している。企業を取り巻く動向は自社の排出量 (Scope1・2) だけでなく事業活動の上流、下流部分からの間接排出 (Scope3) を含んだ範囲で考えることが主流となっており、サプライチェーン全体で削減に取り組むことが求められる。

日工は CO₂排出の段階について網羅的に検討を行い、従業員数と比較して社用車保有台数が多く、使用頻度も高いことから、社用車（乗用車）をハイブリッド自動車に切りかえることで低燃費運用を実現し、CO₂排出削減に取り組むことを目標とした。社用車（乗用車）のハイブリッド自動車比率は現在 90%であり、残りの車両も計画的にハイブリッド自動車に切りかえる方針である。また、自社所有のビルの照明は全て LED に交換しており、電力消費量削減による CO₂排出削減にも取り組んでいる。

その他、調達、設計（運用時）、廃棄における CO₂排出が想定されるが、建設業界全体で検討されている課題として動向を注視しつつ、検討を進める意向である。

この取り組みは UNEP FI のインパクトレーダーでは「気候」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「11.6」のゴールに貢献すると考えられる。

● 取引先や協力会社と持続的なパートナー関係を構築し、共存共栄を目指す

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト
インパクト・カテゴリー	ポジティブインパクト「経済収束」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	取引先・協力会社と、関係法令の元で健全かつ公正な取引を行い、信頼を深めることで持続的なパートナー関係を構築し、共存共栄を目指す
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 取引先・協力会社と良好な関係を構築し、相互の持続的な経営の実現を目指す (経済収束：P)

日工は、取引先・協力会社に対して、関係法令の元で健全かつ公正な取引を行い、信頼を深めることで持続的なパートナー関係を構築し、共存共栄を目指している。

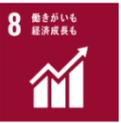
協力会社については、積極的に横浜市内や神奈川県内の企業を活用している。また、資材の仕入では調達先の選定を総合的な判断で行っているが、可能な限り地域に本支店を有する企業からの調達を心掛けている。協力会社は毎年 1~2 社程度のペースで増えており、これら取り組みは、地域企業の繁栄と地域経済の活性化に貢献している。

この取り組みは UNEP FI のインパクトレーダーでは「経済収束」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「8.3」のゴールに貢献すると考えられる。

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

日工の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

- **働きやすく適切な職場環境の拡充に取り組み、社員の豊かな心と生活の向上と、常に変化する社会情勢に対応できる人材・組織づくりに努める**

	ターゲット	内容
 3 すべての人に健康と福祉を	3. 4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3. 5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	3. 6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
 4 質の高い教育をみんなに	4. 4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 8 働きがいも経済成長も	8. 5	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。
 10 人や国の不平等をなくそう	10. 4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。

期待されるターゲットの影響としては、働きやすく適切な職場環境の拡充に取り組むことで、従業員のエンゲージメント向上に繋がるとともに、安全衛生活動や従業員のスキル向上により安全安心で高品質なインフラの提供に貢献している。

● **安全安心で高品質なインフラの提供とBCP体制整備により災害に強い街づくりを目指す**

	ターゲット	内容
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	11. b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

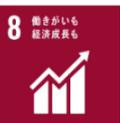
期待されるターゲットの影響としては、道路・一般土木・上下水道等のライフラインの維持管理・更新において高品質な施工の実現と、災害発生時でも事業を継続し、いち早く緊急出動もできる体制(BCP)も整備することで、安全かつレジリエントで持続可能な都市づくりに貢献する。

● **社用車(乗用車)をハイブリッド自動車に切りかえ、CO₂排出抑制に貢献する**

	ターゲット	内容
	11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

期待されるターゲットの影響としては、CO₂排出量の削減に寄与し、大気環境の保全に貢献する。また、企業においては環境に配慮した事業活動を行うことで企業価値向上に繋がり、持続可能な経営の実現に貢献する。

● **取引先や協力会社と持続的なパートナー関係を構築し、共存共栄を目指す**

	ターゲット	内容
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善等を通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

期待されるターゲットの影響としては、協力会社や資材仕入等において地域の企業を積極的に活用することで、地域企業の繁栄と地域活性化に貢献する。

● 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

日工の本社が所在する神奈川県横浜市では横浜市中期計画 2022～2025 において、「明日をひらく都市」の実現に向け 9 つの基本戦略と 38 の政策を定めている。横浜市の課題と日工の取り組み内容との関連を以下にまとめた。

地域の交通安全への取り組みについて、日工は鶴見区内の小中学校の周辺を子供の下校時刻に合わせて青色回転灯を装備した車両で巡回する青色防犯パトロールや子供防犯パトロールを行っている。これは、「日常生活を支える地域交通の実現（政策 28）」の目標として掲げる「通学路における子どもの交通事故死ゼロを目指した交通安全対策の推進」に貢献している。

図 13：青色防犯パトロール（左図）と子供防犯パトロール（右図）の様子



（出所）日工 HP より引用

日工は、「ボランティア・サポート・プログラム（国土交通省）」と「ハマロード・サポーター（横浜市）」の認定を受けており、本社が所在する神奈川県横浜市鶴見区内の国道、県道における指定区間において地域の道路の清掃や美化・植樹活動を行っている。2021 年度の実績は、前者が計 7 回（累計参加人数 40 名）、後者が計 8 回（累計参加人数 40 名）である。これは「自然豊かな都市環境の充実（政策 31）」における「市民が実感できる花や緑の創出・育成」に貢献しており、花や緑による地域の魅力向上や活性化、良好な景観の創出に繋がっている。

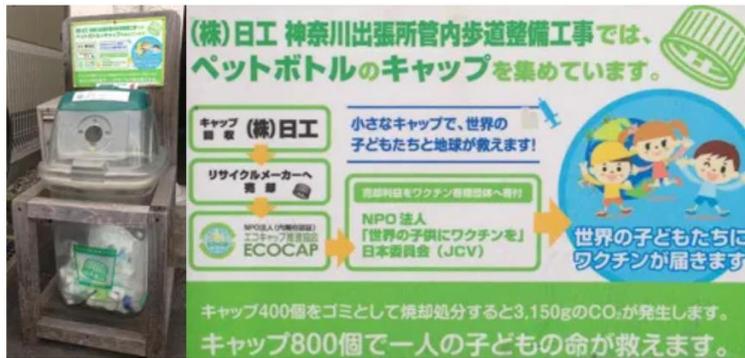
図 14：地域道路の清掃、美化、植樹活動の様子



（出所）日工 HP より引用

その他の CSR 活動として、ペットボトルのキャップ収集も行う。ペットボトルのキャップを地域の方々から収集するボックスを一部の施工現場で設置し、リサイクル事業者を通じたリサイクルと、NPO 団体への寄付を通じた世界の子供達へワクチンを送る支援を行っている。これは、キャップの焼却処分から生じる CO₂ 排出の削減にも繋がっている。

図 15：ペットボトルのキャップ収集の様子



(出所) 日工 HP より引用

日工が取り組む高品質なインフラの提供は、「地震に強い都市づくり（政策 33）」における「都市インフラ耐震化の推進」及び「公共施設の計画的・効果的な保全更新（政策 38）」における「都市インフラの着実な保全更新の推進」に貢献している。上水道・下水道の耐震化や老朽化への対応に取り組むことで、インフラの長寿命化と都市機能の強化に繋がっている。

また、日工の品質に関する取り組みは、優良工事現場責任者表彰等の表彰を受けており、技術者の意欲の向上や、若手技術者等の担い手の育成にも寄与している。

日工のBCP整備に関する取り組みは、「地震に強い都市づくり（政策 33）」における「緊急輸送路等の確保」に貢献している。

日工の働き方に関する取り組みは、「公共施設の計画的・効果的な保全更新（政策 38）」における「建設業の働き方改革の推進と生産性向上への取り組み」に貢献している。

取引先や協力会社との共存共栄を目指す取り組みは「中小・小規模事業者の経営基盤強化（政策 20）」における「中小・小規模事業者の事業継続や雇用創出」に貢献している。

日工は地域を意識した経営と社会的事業への取り組みを整理し、2017年に横浜型地域貢献企業の最上位認定を受けている。2022年に再認定を取得しており、地域の更なる発展に貢献するため取り組んでいる。

図 16：横浜型地域貢献企業認定証



(出所) 日工 HP より引用

5. 【日工】のサステナビリティ経営体制(推進体制、管理体制、実績)

日工は、吉岡代表取締役を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取り組み内容の抽出を行っている。取り組み施策等はこれまで述べた内容である。本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、吉岡代表取締役を最高責任者として全社員が一丸となり KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決へ貢献するとともに持続的な経営の実現を目指していく。各 KPI は管理グループ経理部が統括し、達成度合いをモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、神奈川県内をリードしていく企業を目指す。

バリューチェーンの観点では、環境汚染や人権問題等に配慮された調達・施工・処分をすることが責務であるとの認識のもと、施工現場における環境・健康配慮のほか、法令に準じた廃棄物の処分を徹底することで環境・社会配慮を行っている。

【日工】の責任者	吉岡代表取締役
【日工】のモニタリング担当部 (担当者)	管理グループ経理部
銀行に対する報告担当部	管理グループ経理部

6. 横浜銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、横浜銀行と日工の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。具体的には、決算が 11 月のため、翌年 2 月に関連する資料を横浜銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。

横浜銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは横浜銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング方法	対面、テレビ会議等の指定はない。 定例訪問等を通じて情報交換を行う。
モニタリングの実施時期、頻度	年 1 回程度実施する。
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討する。

以上